

神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 8 号

神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

神戸市建築基準法施行細則（昭和37年 4 月規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（建築物の定期報告） 第 7 条 〔略〕 2 法第12条第 1 項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の用途の欄に掲げる用途に供するものであつてその用途に供する部分が同表の規模又は階の欄に掲げる規模又は階に該当するもの <u>（その用途に供する部分が避難階にのみ存する場合を除く。）</u> とし、当該特定建築物に係る施行規則第 5 条第 1 項の規定により定める報告の時期は、それぞれ同	（建築物の定期報告） 第 7 条 〔略〕 2 法第12条第 1 項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の用途の欄に掲げる用途に供するものであつてその用途に供する部分が同表の規模又は階の欄に掲げる規模又は階に該当するものとし、当該特定建築物に係る施行規則第 5 条第 1 項の規定により定める報告の時期は、それぞれ同表の報告の時期の欄に掲げるとおりとする。<u>ただし、特定建築</u>

表の報告の時期の欄に掲げるとおりとする。

物が令第16条第1項第1号から第3号までに定める用途（令第16条第1項第3号に定める用途にあつては、ホテル若しくは旅館又は法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に限る。以下この項において同じ。）のうち2以上の用途に供するものである場合については、この項本文の規定にかかわらず、法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとし、当該特定建築物に係る施行規則第5条第1項の規定により定める報告の時期は、その主たる用途に供する建築物に係る前項の表の建築物の欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の報告の時期の欄に掲げるとおりとする。

（1） 令第16条第1項第1号から第3号までに定める用途に供する部分が地階又は3階以上の階にあるもので当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

（2） 前号に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの（これらの用途に供する部分が避難階にのみ存するものを除く。）

	用途	規模又は階	報告の時期
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 この表の規模又は階の欄において、「地階又は3階以上の階にあり」又は「地階若しくは3階以上の階にあるもの」とあるのは <u>その用途に供する部分の地階の床面積の合計又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるものを、「地階又は6階以上の階にあり」とあるのはその用途に供する部分の地階（住戸又は住戸からの避難経路がある場合に限る。）の床面積の合計又は6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるものをいう。</u>			

3 前項の規定にかかわらず、特定建築物が令第16条第1項第1号から第3号までに定める用途（令第16条第1項第3号に定める用途にあつては、ホテル若しくは旅館又は法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に限る。以下この項において「対象用途」

（3） 第1号に掲げる用途に供する部分が2階にあるもので当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

	用途	規模又は階	報告の時期
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 この表の規模又は階の欄において、「地階又は3階以上の階にあり」又は「地階若しくは3階以上の階にあるもの」とあるのは <u>地階又は3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものを、「地階又は6階以上の階にあり」とあるのは地階（住戸又は住戸からの避難経路がある場合に限る。）又は6階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものをいう。</u>			

という。)のうち2以上の対象用途に
供するものである場合については、
法第12条第1項の規定により市長が
指定する特定建築物は、次の各号の
いずれかに該当するもの（対象用途
に供する部分が避難階にのみ存する
場合、法第6条第1項第1号に該当
しない建築物の場合又は定期報告を
要しない通常の火災時において避難
上著しい支障が生じるおそれの少な
い建築物等を定める件（平成28年国
土交通省告示第240号）第1第1項第
1号に規定する特定規模建築物の場
合を除く。）とする。

(1) 対象用途に供する部分の地階の
床面積の合計又は3階以上の階の
床面積の合計が100平方メートル
を超えるもの

(2) 対象用途に供する部分の床面積
の合計が3,000平方メートルを超
えるもの

(3) 対象用途に供する部分が2階に
あるもので当該部分の床面積の合
計が500平方メートルを超えるも
の

4 前項に規定する特定建築物に係る
施行規則第5条第1項の規定により
定める報告の時期は、その主たる用

途に供する建築物に係る第1項の表の建築物の欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の報告の時期の欄に掲げるとおりとする。

5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により付加する定期調査等（法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検をいう。）の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表の調査項目の欄に掲げる項目（ただし、法第12条第2項に規定する点検においては、劣化及び損傷の状況に係るものに限る。）に応じ、同表調査方法の欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表判定基準の欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

	調査項目			調査方法	判定基準
1	建築物の	防火設備	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を	常時閉鎖した状態にある防火扉	防火区画に用いる防火設備等の

	内部	(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)	(定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号口に規定する基準についての状況	(以下この表において「常閉防火扉」という。)のうち、各階の主要な常閉防火扉の閉鎖時間をストッブウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて	構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号口の規定に適合しないこと。
--	----	-------------------------------	---	---	---

			閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することですりる。	
2		常閉防火扉の本体及び枠の劣化及び損傷の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表	常閉防火扉の劣化又は損傷により遮炎

				に お い 性 能 又 て「目視は遮煙 等」とい性 能 に う。）に支 障 が より 確ある こ 認する。と。
3		常 閉 防 火 扉 の 閉 鎖 又 は 作 動 の 状 況	各 階 の 主 要 な 常 閉 防 火 扉 の 閉 鎖 又 は 作 動 を 確 認 す る。 た だ し 3 年 以 内 に 実 施 し た 点 検 の 記 録 が あ る 場 合 に あ つ て は、 当 該 記 録 に よ り 確 認 す る こ と で 足	常 閉 防 火 扉 が 閉 鎖 又 は 作 動 し な い こ と。

			りる。	
4		常閉防火扉の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
5		常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
6	居室の採光及	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただ	換気設備が作動しないこと。

		び 換 気	し、3年 以内に 実施し た法第 12条第 3項又 は第4 項の規 定に基 づく検 査（以 下の表 におい て「定 期検 査」と いう。） の記録 がある 場合に あつて は、当 該記録 により 確認す ること で足り る。	
7		換気の 妨げとな	目視等 による	換気 の妨げ

			る物品の 放置の状 況	り確認 する。	となる 物品が 放置さ れてい ること。
8	避難 施設 等	階段	特別 避難 階段	階段 室の 主要 な排 煙設 備の 作動 を 確認 す る。た だ 1号 し、3 年以 内に 実施 する バタ 定期 検査 の記 録が ある 場合 にあ っては、 当該 記録 によ り確 認す るこ とで 足り る。	排煙 設備 が作 動し ない こ と。
9				可 各階	可動

		排煙設備等	排煙壁の作動の状況	動式防煙壁の作動の確認する。 ただし、 3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	式防煙壁が作動しないこと。
10		排煙設備	排煙設備の状況	排煙設備の作動の確認する。	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。

				る。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでする。	
11	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は令第129条の3第3項規定する乗	昇各階の主要排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期	排煙設備が作動しないこと。

			ロ ビ記 録 が 一 のあ る 場 排 煙合 に あ 設 備つ ては、 の 作当 該 記 動 の録 に よ 状 況り 確 認 す る こ と で 足 り る。	
12		非 常 常 用 の 照 明 装 置 の 作 動 の 状 況	非 各 階 常 用 の 主 要 の 照 な 非 常 明 装 用 の 照 置 の 明 装 置 作 動 の 作 動 の 状 を 確 認 況 す る。た だ し、3 年 以 内 に 実 施 し た 定 期 検 査 の 記 録 が あ る 場 合 に あ っ て は、当 該	非 常 用 の 照 明 装 置 が 作 動 し な い こ と。

				記 録 に よ り 確 認 す る こ と で 足 り る。	
13				照 目 視 明 の等 に よ 妨 げ り 確 認 と なす。 物 品 が る 物 放 置 さ 品 の れ て い 放 置 る こと。 の 状 況	

6 [略]

7 [略]

(建築設備等の定期報告)

第 8 条 法第12条第 3 項の規定により
市長が指定する特定建築設備等は、
令第16条第 1 項に規定する建築物又
は前条第 2 項若しくは第 3 項の市長
が指定する特定建築物に設ける次に
掲げるもの（共同住宅の住戸の部分
に設けるものを除く。）とする。

(1) 法第28条第 2 項ただし書又は第
3 項の換気設備（自然換気設備を
除く。）のうち防火区画を貫通する
風道に設ける防火設備の構造方法

3 [略]

4 [略]

(建築設備等の定期報告)

第 8 条 法第12条第 3 項の規定により
市長が指定する特定建築設備等は、
令第16条第 1 項に規定する建築物又
は前条第 2 項の市長が指定する特定
建築物に設ける次に掲げるもの（共
同住宅の住戸の部分に設けるものを
除く。）とする。

(1) 法第28条第 2 項ただし書又は第
3 項の換気設備（自然換気設備を
除く。）のうち令第112条第21項(令
第113条第 2 項、令第114条第 5 項

を定める件（昭和48年建設省告示第2565号）第1号若しくは第2号に規定する構造の防火設備又は令第112条第21項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの（火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火設備に限る。）を設けた建築物のもの

- (2) 令第123条第3項第2号、令第126条の3若しくは令第129条の13の3第13項又は通常の火災時に生じる煙を有効に排出することがで
きる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号）若しくは特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）に規定する構造の排煙設備（排煙機又は送風機を有するものに限り、規定の一部の適用を受けるものを含む。）

- (3) 令第126条の5に規定する構造の非常用の照明装置（予備電源に内蔵蓄電池のみを用いるものを除く。）

- 2 施行規則第6条第1項に規定する市長が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

又は令第128条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の特定防火設備を設ける建築物のもの

- (2) 令第115条の2第1項第7号若しくは令第126条の2第1項の排煙設備又は令第123条第3項第2号若しくは令第129条の13の3第13項の構造に係る排煙設備（排煙機又は送風機を有するものに限る。）

- (3) 令第126条4第1項の非常用の照明装置（予備電源に内蔵蓄電池のみを用いるものを除く。）

- 2 施行規則第6条第1項に規定する市長が定める時期は、令第16条第3項第1号に掲げるもの（以下この条

とおりとする。

において「昇降機」という。) にあつては4月1日から翌年の3月31日まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日までとし、その後においては、前回の報告を行った日以後最初の4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日まで)、前項に規定する特定建築設備等(以下この条において「昇降機以外の建築設備」という。)及び令第16条第3項第2号に掲げるもの(以下この条において「防火設備」という。)にあつては8月1日から11月30日まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、8月1日からその翌々年の11月30日までとし、その後においては、前回の報告を行った日以後最初の8月1日からその翌々年の11月30日まで)とする。

(1) 昇降機(令第16条第3項第1号に規定する昇降機をいう。次号において同じ。) 4月1日から翌年の3月31日まで(国土交通大臣が定める検査の項目については、4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日まで)とし、以後1年(国土交通大臣が定める検査の

項目については、3年）ごととする。

(2) 建築設備等（法第12条第1項に規定する建築設備等で、昇降機以外のものをいう。） 8月1日から11月30日まで（国土交通大臣が定める検査の項目については、8月1日からその翌々年の11月30日まで）とし、以後1年（国土交通大臣が定める検査の項目については、3年）ごととする。

3 施行規則第6条第4項に規定する規則で定める書類は、検査状況に関する事項を記載したものとする。

4 施行規則第6条の2の2第1項に規定する市長が定める時期は、4月1日から翌年の3月31日まで（国土交通大臣が定める検査の項目については、4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日まで）とし、以降1年（国土交通大臣が定める検査の項目については、3年）ごととする。

3 施行規則第6条第4項に規定する規則で定める書類は、昇降機にあつては検査状況に関する事項を記載したもの、昇降機以外の建築設備及び防火設備にあつては検査状況に関する事項を記載したもの、付近見取図及び配置図とする。

4 施行規則第6条の2の2第1項に規定する市長が定める時期は、4月1日から翌年の3月31日まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日までとし、その後においては、前回の報告を行つた日以後最初の4月1日からその3年後の日の属する年の3月31日まで）とする。

5 施行規則第6条の2の2第4項に規定する規則で定める書類は、検査状況に関する事項を記載したものとする。	5 施行規則第6条の2の2第4項に規定する規則で定める書類は、 <u>法第88条第1項に規定する昇降機等に係る</u> 検査状況に関する事項を記載したものとする。
6 [略]	6 [略]

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。